

令和3年版

千曲市人権白書

—第3次人権とくらしに関する総合計画に基づく令和2年度の取り組み—
(令和2年度 年次報告書)

～「安心して子育てができ、のびやかに育ち学べるまち」

「人を大切にし、差別のないまちをつくる」～



千曲市

千曲市人権白書 目次

第1章 人権とくらしに関する総合計画の概要

1 計画策定の背景	1
2 計画の意義	1
3 計画の進行管理	3

第2章 分野別人権課題

1 同和問題	4
2 障がいのある人の人権に関する問題	5
3 子どもの人権に関する問題	6
4 女性の人権に関する問題	8
5 高齢者の人権に関する問題	11
6 外国人の人権に関する問題	13
7 さまざまな人権問題	14

第3章 人権教育・啓発の推進

行政に携わる職員の人権感覚の醸成	15
学校等における人権教育と啓発	15
地域社会・家庭における人権教育と啓発	24
	【コラム 人権教育指導員】
	【コラム 人権教育指導員】
企業における人権教育と啓発	28

第4章 人権ふれあいセンターにおける取り組み

【コラム 人権ふれあいセンター所長】

第5章 人権擁護の推進

【コラム 人権擁護委員】

【コラム 人権擁護委員】

第6章 相談体制の充実

《巻末資料》	37
--------	----

☆表紙の写真：「かがやき 第18集」

－令和2年度 差別の解消をめざすことをテーマとした人権作品集－のうち
ポスターの部の優秀作品 五加小 6年 窪田 友唯 さん

第1章 人権とくらしに関する総合計画の概要

人権行政の基本姿勢

— 安心して子育てができ、のびやかに育ち学べるまち
人を大切にし、差別のないまちをつくる —

1 計画策定の背景

21世紀を、真の「人権の世紀」にするため、そして千曲市のめざすべき、だれもが「あらゆる差別のない明るく住みよい千曲市」構築に向け、人権行政を一層推進していく必要があります。

市では、今後の人権行政を差別撤廃人権擁護条例に掲げられた「あらゆる差別のない明るい千曲市の実現に寄与することを目的とし、総合的かつ計画的に推進」するため、引き続き「第3次人権とくらしに関する総合計画」を策定しました。

2 計画の意義

(1) 人権行政の基本姿勢

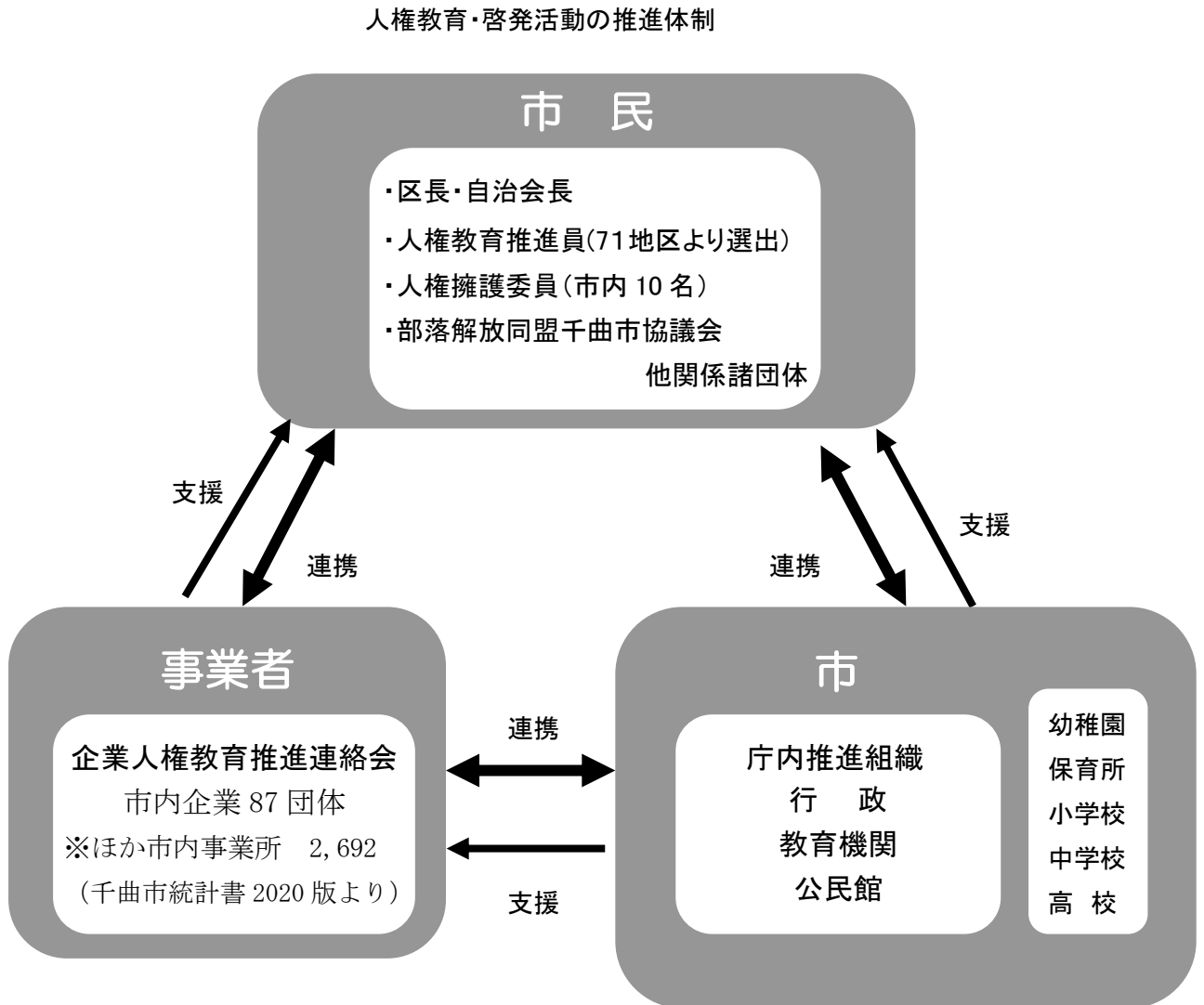
市では、「千曲市総合計画」の中で「安心して子育てができ、のびやかに育ち学べるまち」—「人を大切にし、差別のないまちをつくる」をまちづくりの基本目標の一つに掲げ、すべての人が住み慣れた地域において安心していきいきと暮らし、すべての人の尊厳や人権が守られ、個性や価値観を認め合うことができることを目標としています。

また、行政運営にあたっては、下記の項目を重点指針としています。

- ① 人権政策の推進
 - ・人権とくらしに関する総合計画の策定
 - ・人権に関する情報提供の充実と相談体制の整備
- ② 人権・平和教育の推進
 - ・人権教育研修会の充実
 - ・人権教育集会所の活用
 - ・学校と地域・家庭連携の人権教育の推進
 - ・企業人権教育の推進
- ③ 人権擁護の推進
 - ・人権侵犯救済・支援体制の推進
- ④ 相談窓口の充実
 - ・相談事業の周知

(2) 計画の推進

人権施策の推進にあたっては、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や「長野県人権教育・啓発推進指針」を踏まえ、同和問題をはじめとする様々な差別撤廃と人権の確立・尊重という多種多様な問題に対応するため、総合的調整機能を果たし推進体制の充実を図っていきます。



(3) 計画期間

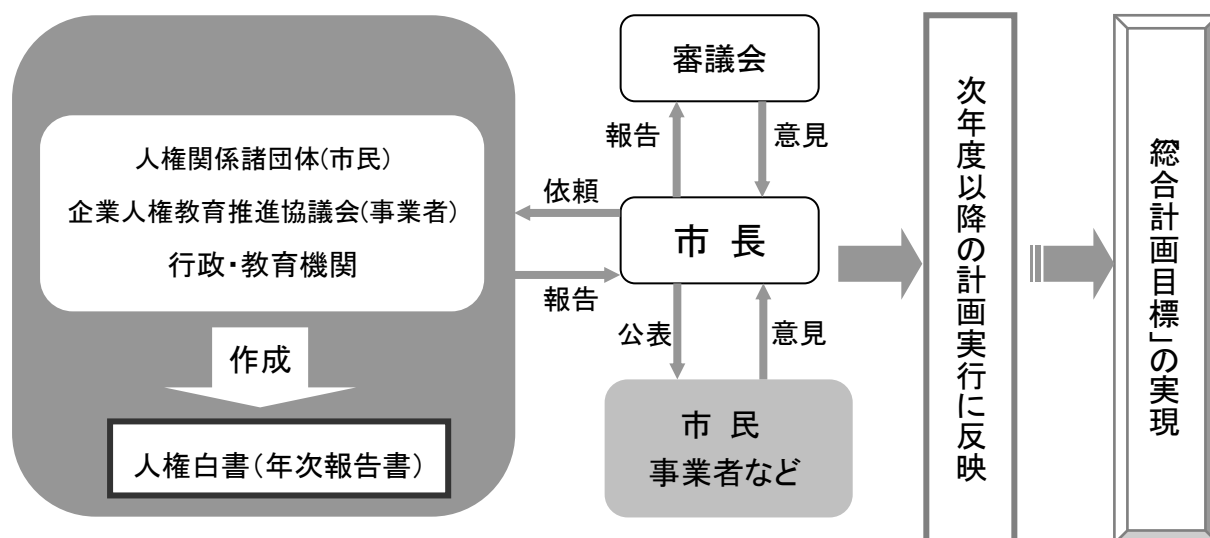
本計画の期間は令和元年度から令和5年度までの5年間とします。なお、社会情勢や地域社会の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行なうものとします。

3 計画の進行管理

人権とくらしに関する総合計画を単なる計画に終わらせないためには、推進体制を確立し、市民や事業者へ情報公開をしていくことが不可欠です。

人権施策の着実な推進を図るため、「千曲市差別撤廃人権擁護審議会」において、毎年事業の推進状況（年次報告書）を検証するものとします。

また、審議会は、必要に応じて市長に意見を具申し、市長はこれに基づいて必要な措置を講じるものとします。



第2章 分野別人権問題

① 同和問題

市では、部落差別の解消に向け、同和問題の歴史的経緯を正しく理解するとともに、差別の現状について認識を深め、部落差別のない社会を実現するため、家庭、学校、地域、企業等で人権同和教育と啓発活動等の充実、強化をしています。

令和2年7月21日（火）、人権ふれあいセンターで「ふれあいセミナー」を開催しました。新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、感染予防対策を徹底し、規模を縮小した形で実施し、24名の市民が参加しました。

セミナーでは、NPO 法人人権センターながのの窓口で相談に応じている中本佳代子さんを講師に「相談窓口の現場から」と題して、さまざまな相談の現状や相談対応をする中で感じた人とのつながりの大切さ、差別解消のためには何をすべきか、などのお話をお聞きしました。

特に、部落問題では、今もなお続く差別の現状や部落差別は、自分自身の問題と捉えていくことが重要であり、それを意識することで問題解決につながっていくことを学び、部落差別問題の本質を考える機会となりました。

毎年開催している「千曲市人権のまちづくりに向けた学習会」は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止となりましたが、部落解放同盟千曲市協議会から「千曲市人権のまちづくりに向けて～部落差別の解消をめざして～」の冊子を提供いただき関係者等へ配布しました。



▲R2. 7/21 第1回ふれあいセミナー
(人権ふれあいセンター)

② 障がいのある人の人権に関する問題

障がいの有無に係わらず、住み慣れた地域でお互いが尊重しあい、地域で共に生きる社会の実現に向けて市では「障害者基本法」、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」等に基づき、各種事業を進めています。

【啓発活動】

障がいのある方の理解を深めてもらう等の目的で定められている「障害者週間（12月3日から12月9日）」や自閉症をはじめとする発達障がいへの理解促進の取組として「発達障害啓発週間（4月2日から4月8日）」が定められており、それぞれの目的に合わせて市民への理解促進等を図るため、市報等を通じて啓発活動を実施しました。

障害者基本法では、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し、「共生社会」の理念の普及を図るために、「障害者週間」を定めています。

この期間を活用して、地域の皆さんが障がいのある方の福祉に関心と理解を深められるように、市報、ホームページへ関連記事を掲載しました。

障害者週間ポスター ▶



【成年後見制度の普及、活用の促進】

住み慣れた地域で安心して生活が維持できるように成年後見制度の普及啓発、円滑な利用促進を図るため、初期相談対応、利用補助等を行う成年後見支援センター事業を継続して実施（委託）しています。

【公共施設等の整備】

障害者計画に「障がい者に配慮した公共施設の整備」について施策の方向性を示し、関係各部署においてそれぞれの分野での取り組みに努めています。

【福祉就労の場の確保】

令和3年3月31日現在、障害福祉サービスの就労系提供事業所は13カ所となっています。地域内の各種サービスの提供体制の確保については、「千曲・坂城地域自立支援協議会」において関係者間の連携を図りながら検討を進めています。

【障がい者の虐待防止】

障害者虐待防止法に基づき「障がい者虐待防止センター」を設置しています。ホームページ等を活用して啓発活動を行うとともに、虐待発生にあたっては初期相談対応から確認調査などの対応を行っています。また、調査後については、その事案ごとに制度等の活用やモニタリング・評価を実施するなどの対応にあたっています。

③ 子どもの人権に関する問題

子どもの人権については、いじめや虐待・体罰など、また、身体的・精神的な危害や、子どもの主体性を抑えてしまう過度な保護や管理、インターネットなどでの情報の氾濫など、健全な育成を妨げる環境が子どもを取り巻いています。

市の家庭児童相談室では家庭相談員2名を配置して、家庭における適切な児童養育について相談支援を行っています。平成31年4月には家庭児童相談室を核として相談支援体制の強化を行い、こども家庭総合支援拠点を設置しました。

この拠点では、児童の虐待の発生を予防するために、関係機関と連携しながら、地域における子育て支援の様々なサービスを活用し、早期から適切な支援に結び付けていきます。

「千曲市虐待防止ネットワーク会議 要保護児童等対策部会」では、虐待を受けている子どもをはじめとする支援対象児童等の早期発見や適切な保護を行うために、児童相談所、保育園、学校、警察署など22の構成機関等がその子ども等に関する情報や考え方を共有しながら、適切な連携のもとで支援を行っています。

令和2年度は部会として、代表者会議（1回）、実務担当者会議（3回）、個別ケース検討会議（93回）を開催しました。

また、令和2年度の児童虐待に係わる通告は111件、相談対応件数は延べ5,146件でした。

総合教育センターでは、教育相談、いじめや不登校などの相談を受けるとともに、他の教育相談機関との連絡調整を行っています。いじめ等の子どもの人権問題に対応するため、専用電話により令和2年度は12件の相談を受付しました。

併せて屋代中・戸倉上山田中・更埴西中・埴生中にスクールカウンセラーを配置し、相談業務を実施しました。

相談内容が年々複雑多様化する中で、業務の重要性が増しています。

市少年育成センターでは 30 名の市民が補導委員を務め、駅や子どもたちが立ち寄りそうな場所を定期的に巡回し、ひと声かけ、注意、助言、指導の活動により、少年非行の未然防止につながっています。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染防止のため徒歩による担当小学校区内を中心に該当補導を行い、実施回数は 82 回余、延べ 260 人の活動となりました。



◀大頭祭での街頭補導の様子

7 月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」、11 月の「子ども・若者育成支援強調月間」の初旬には、地域振興局職員、警察職員、少年警察ボランティア、市職員、補導委員により屋代駅前で青少年の健全育成についての啓発リーフレットおよび啓発チラシの入ったポケットティッシュをあいさつとともに配布する街頭啓発活動を実施しています。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染防止のため 11 月のみの実施となりました。



▲屋代駅前での街頭啓発活動の様子

毎年 4 月に長野県青少年育成県民会議がすすめる「信州あいさつ運動」の啓発活動を実施しています。

この運動は、家庭や地域でお互いにあいさつすることでみんながつながり、地域を元気にして、地域ぐるみで子どもの育成を応援することを目的としています。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染防止のため中止となりました。

学校でも PTA 等と協働して、登下校の際の「子どもを見守る地域住民」や「千曲市地域で子どもの安全を守る会」などと連携強化を図っています。



▲信州あいさつ運動の様子

④女性の人権に関する問題

市では、地域社会・家庭・職場などにおいて、性別による固定的役割分担意識の是正ができるよう啓発活動を推進しています。

令和2年度の「男女共同参画セミナー」は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、全5回のうち3回開催し、延べ68名の市民の方が参加しました。例年とは違い、感染防止対策として参加者人数を制限し、3密の回避、ソーシャルディスタンスを保ちながら、参加者の協力を得て開催となりましたが、それぞれのテーマに沿って学び個人のスキルアップを図りました。また、日常生活や社会において、性別による固定的な役割分担意識等をなくすことが男女共同参画社会の実現につながっていくことだとわかりました。

このほか、市民が主体となって事業を実施する「男女共同参画社会づくりのための講座」への支援や、市内の男女共同参画団体等が主催する事業等に市が共催するなど、団体活動への積極的なバックアップを行い、人権意識の向上と男女共同参画社会の形成の促進に向け、市民と一緒に取り組みました。



▲R2. 8/21 第1回男女共同参画セミナー
(戸倉創造館)



▲R2. 12/12 第3回男女共同参画セミナー
(千曲市役所)



▲R3. 2/20 第5回男女共同参画セミナー
(千曲市役所)

◆令和2年度 男女共同参画セミナー等実績

事業	内 容
男女共同参画セミナー (全5回のうち3回実施)	<p>●第1回 ※新型コロナウイルス感染症の拡大により中止</p> <p>●第2回 8月21日(金) 演題:「ゲームで体感SDGsワークショップ～楽しくSDGsを知ろう～」 講師:国家資格2級キャリアコンサルティング技能士 霜鳥 光さん 参加者 25名</p> <p>●第3回 12月12日(土) 演題:「聞き上手、話し上手でうまくいく」 講師:コーチングアカデミー諏訪校 校長 土橋 桂子さん 参加者 25名</p> <p>●第4回 ※新型コロナウイルス感染症の拡大により中止</p> <p>●第5回 令和3年2月20日(土) 演題:「女性の時代と言われるけれど～みんなでつくる地域づくり～」 講師:松本大学総合経営学部 教授/学科長 白戸 洋さん 参加者 18名</p>
男女共同参画推進フォーラム基調講演(オンライン形式)学習会	<p>●9月16日(水) 講演:「私たちジェンダー平等をどこまで達成できたのか?」 ～世界から見たニッポン～ 講師:弁護士 前国連女性差別撤廃委員会委員長 林 陽子さん 参加者 16名</p>

男女共同参画セミナー等に参加した人のアンケートから (抜粋)

- ・世界の状況から、今、取り組めること、家族が取り組めることなどがわかりました。自分が関心あることから行動を始めたいと思います。
(8/21 セミナー参加者)
- ・日頃の人と接する時の自己を反省。よいアドバイスをいただきました。
(12/12 セミナー参加者)
- ・まずは、家庭で身近な人とのコミュニケーションを意識していきたいと思います。
(12/12 セミナー参加者)
- ・地域の中でやれることを考えてみたい。(2/20 セミナー参加者)

市では、女性の意見を市政や方針決定過程で反映させるため、各種審議会、委員会等に女性の積極的な登用を進めています。

○令和2年度の審議会・委員会等の女性参画率 抜粋（全体では27.6% R2.4.1現在）

審議会・委員会等名	委員総数	女性の数	参画率
男女共同参画計画審議会	12	6	50.0%
人権ふれあいセンター運営員会	8	4	50.0%
防災会議	31	4	12.9%
差別撤廃人権擁護審議会	13	3	23.1%
環境審議会	10	2	20.0%
健康づくり推進協議会	13	5	38.5%
子ども・子育て会議	15	11	73.3%
農業委員会	15	4	26.7%
地域公共交通活性化協議会	23	3	13.0%
都市計画審議会	13	2	15.4%
景観審議会	13	3	23.1%
教育振興審議会	12	2	16.7%
社会教育委員会	10	4	40.0%

また、参画状況について市のホームページで公開し、積極的に情報公開をしました。

【女性の相談事業・啓発事業】

平成30年4月より女性相談員2名を配置して、配偶者や恋人、パートナーからの暴力(DV)、離婚や家庭不和など女性が抱えるさまざまな悩みや困りごとなどの相談支援を行っています。

相談者の人権を尊重し権利擁護を図る立場から、必要に応じ県女性相談センターや警察署などの関係機関との連携を図るとともに、専門の相談機関の紹介も行っています。

令和2年度の配偶者からの暴力による相談件数は延べ45件でした。

誰もが気軽に相談ができるよう、女性の相談窓口をホームページ等に掲載し周知しました。また、毎年、11月12日～25日の2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間として、女性に対する差別的な言動や行為から守るための啓発活動や、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどの発生を防止するために企業への啓発活動を実施しました。

⑤高齢者の人権に関する問題

わが国は、平均寿命が80年を超えるという世界有数の長寿国となる一方、出生率の低下による少子化傾向も加わり、本格的な少子・超高齢化社会を迎えています。

本市においても、高齢化率（住民基本台帳10月1日基準）は、2003年（平成15年）合併当時の22.3%から、2020年（令和2年）は32.3%と増加しており、今後も一層高齢化が進むことが予想されます。

本市では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ日常生活を営むことができる体制として「地域包括ケアシステム」づくりを推進してきました。しかしながら、昨今、多様で複合的な支援を要する相談が増えており、対応が困難かつ長期化するケースが多くなっています。高齢者が安心して自立した生活を送れるように支援するとともに、市民一人ひとりが高齢者を思いやり、大切にすよう、高齢者の人権についての理解と認識を深めていくことが重要です。

【生活支援体制整備事業】

少子高齢化や核家族化の進展に伴い、支援が及びにくく孤立しがちな一人暮らし高齢者や認知症高齢者等の増加が予測される中、市は、高齢者の尊厳保持と自立生活支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を目指しています。

「生活支援体制整備事業」は、地域包括ケアシステムの一翼を担い、高齢者が住み慣れた地域において介護予防を実行でき、また、日常の生活支援を受けられるような地域づくりを進めています。



▲第1層協議体会議の様子

【千曲市成年後見制度普及啓発等推進事業】

市では「成年後見制度」の普及や啓発、制度の利用促進を目指しています。そして、千曲市社会福祉協議会においては、千曲市社協成年後見支援センター（以下参照）を設置しています。センターでは、制度の説明、解決へ向けた提案、後見等申し立てにあたっての相談支援等を行っています。

名称	電話番号
千曲市社協成年後見支援センター	026-276-2687

【高齢者に関する相談窓口の充実（地域包括支援センター（高齢者相談センター））】

高齢者人口の増加、高齢化率の上昇に伴い、高齢者に関する相談（虐待防止、権利擁護含む）は増加の一途です。市では、令和2年4月に市内3ヶ所目の地域包括支援センター（高齢者相談センター）となる、「千曲市更埴川東地域包括支援センター」を開設し、高齢者の相談窓口の充実に努めています。

名称	電話番号	担当地域
千曲市基幹地域包括支援センター （杭瀬下二丁目1番地 市役所1階）	026-273-1111 （内線 1181・1182）	更埴川西地域
【新設】 千曲市更埴川東地域包括支援センター （大字杭瀬下13番地1）	026-213-5085	更埴川東地域
千曲市戸倉上山田地域包括支援センター （大字戸倉2388番地1）R2.10.1移転	026-214-7780	戸倉上山田地域

市では、「千曲市虐待防止ネットワーク会議 高齢者虐待対策部会」の開催を通じて、虐待防止や虐待を受けた高齢者やその養護者への支援を図るために関係機関や支援者等の連携体制を構築しています。令和2年度においては、虐待への相談支援件数は延べ380件（前年比116件増）、権利擁護への援助や成年後見制度等の相談支援件数は延べ263件（前年比69件減）でした。

また、市の委嘱を受けた介護相談員が、介護サービス施設・事業所に出向いて、利用者の疑問や不満、不安を受け付け、介護サービス提供事業者と市との橋渡しをしながら、問題改善や介護サービスの質の向上につなげる取り組みをしています。

⑥外国人の人権に関する問題

市の令和2年12月31日現在の外国人住民は、男性322人、女性496人、計818人（27か国）となっており、職場、学校や地域社会など日常生活の中で外国人とかかわりを持つことが多くなっています。

外国人に対する偏見や差別を解消するためには異なる文化や価値観等を正しく理解し、市民一人ひとりが広い視野を持ち、言語、宗教、習慣等の違いを超えて相互理解を深めることが重要です。また、外国人が安心して暮らせる環境づくりの支援と相談、情報提供の充実を図るとともに、人権を尊重し「共生の心」の醸成を図る必要があります。

人権ふれあいセンターでは、自主事業としてNPO法人千曲国際交流協会の会員が講師となり、年20回以上の「日本語教室」を開講しています。講座には市内の企業に研修で来ているベトナムやインドネシアの若者、また、日本で結婚をされた中国の方など約45名が受講し、隔週の日曜日に日本語の勉強や日本語検定の学習に励んでいます。

また、同様に生涯学習課でも八幡公民館にて「日本語教室」を開講しています。例年、多文化共生フェスティバル「千曲万博」を開催し、各種国際交流・多文化共生事業を実施していましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。



▲日本語教室の様子（人権ふれあいセンター）

市内に住む外国人の皆さんの生活に配慮して、千曲市指定ごみ袋に外国語での標記（英語、韓国語、中国語）や「ごみの出し方」の外国語版（英語、韓国語、中国語、タイ語、ポルトガル語）を希望者に配布しています。

学校では、中国からの修学旅行隊の受け入れや外国語指導助手の国際理解事業（千曲万博など）への派遣を行う予定で取り組みました。

⑦さまざまな人権問題

近年では、国際化、情報化、少子高齢化などの進展により、市民の権利意識や価値観も多様化する中、現代社会において、さまざまな人権課題が存在します。

令和2年度は、HIV感染者やハンセン病患者・元患者への感染症に対する誤った知識や偏見による差別や、インターネットによる匿名性、情報発信の容易さからの他人への誹謗中傷や差別的書き込み、性的マイノリティ（少数者）等への差別的扱いなどが注目されました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染した方やその家族、治療にあたった医療従事者等への差別的発言や言動による人権侵害が全国的に大問題になりました。間違った情報や認識に惑わされ、誤解や偏見による人権侵害はあってはなりません。市では、これらの差別をなくすため、市民が正しい知識と理解をし、冷静に行動できるよう、コロナ差別への取組としてチラシやポスターの掲示、ホームページ等で啓発活動に取り組みました。

ふれあいセミナーではインターネットによる人権侵害をテーマにセミナーを開催し、ツイッターやSNSなどによる誹謗中傷の現実、簡単に広まる情報の恐ろしさを学び、ネット社会での人権問題について知識を深めました。

すべての人がお互いの人権を尊重し合い、地域で安心して暮らせるように、今後もふれあいセミナーやホームページを中心に啓発活動に取り組みます。

STOP! コロナ差別

差別をなくし正しい理解を！
恐れるべきは「人ではなくウイルスです」

感染するリスクは誰にでもあります。

新型コロナウイルス感染症に関連した偏見や差別をなくしましょう。

正しい知識を持つ
うわさ話やSNS等の無責任な情報をうのみにせず、国や県、市が発信する正確な情報を確認しましょう。

冷静な行動を
自らの感染を防ぐよう行動し、感染者等を攻撃するような言動は、絶対にやめましょう。


加害者にならないように
相手の立場に立って考え、不確かな情報を広めたり、差別的な言動に同調することはやめましょう。

感謝を忘れずに
感染症の治療や拡大防止のため、また日常生活を支えるためにたくさんの人々が働いています。その人たちに敬意を表し、感謝をしましょう。

相談しましょう
困ったことがあれば一人で悩まずに、身近な人や各種の相談窓口にご相談しましょう。

人権相談窓口（法務局） 平日 8:30～17:15

- ◇ みんなの人権110番 0570-003-110
- ◇ 女性の人権ホットライン 0570-070-810
- ◇ 子どもの人権110番 0120-007-110
- ◇ Telephone Counseling 0570-090-911
(外国人の人権)


千原市人権啓発センター

千原市 人権・男女共同参画課 TEL 026-273-1111(内線 2252・2253)

▲ 「STOP! 差別コロナ」 啓発チラシ

第3章 人権教育・啓発の推進

市では、21世紀を「人権の世紀」として定着・発展させるため、人権が尊重される社会の実現に向けて、学校、地域社会・家族、企業などのあらゆる機会と場をとらえ、計画的・継続的に人権教育・啓発を推進しています。

行政に携わる職員の人権感覚の醸成

人権が尊重される社会の実現に向けて行政のあらゆる分野における人権を重視した施策が求められます。人権に配慮した行政施策を推進していくためには人権感覚を高めることが必要です。令和2年度は、北信教育事務所主催の人権教育研修会、スキルアップ講座等に参加し、職員の人権問題に対する正しい知識と理解の向上、また人権意識の高揚に取り組みました。

学校等における人権教育と啓発

小・中学校では、児童生徒の発達段階に合わせ、それぞれの教科等において人権尊重の視点を取り入れた指導計画を立て、様々な活動を通じて人権や平和にかかわる教育が実践されています。

【令和2年度の小中学校の取り組み】

●屋代小学校

【実施内容】

《秋のなかよし相談月間》

○「花さき山」づくり（1・2・3年生）

- ・絵本「花さき山」をパワーポイントで子ども達に読み聞かせをする。
- ・友だちに優しくしてもらったこと、友だちに優しくできたこと、友だちに親切にできたこと、友だちにしてもらって嬉しかったことなどを、画用紙で作った花に書いて山に貼っていく（山は模造紙に描いたり、段ボールで作ったりする）。
- ・各教室の前などに掲示し、みんなで見合う。

○作文・標語の作成（4・5・6年生）

- ・人権問題にかかわって、日常生活や学校生活の中で体験したことや感じたこと、あるいは、差別をなくしていくための意見や実践等を作文・標語で表現する。

○担任と子ども一人ひとりとの相談

- ・全学年、全学級で実施する。
- ・子どもたちが自由に話せるよう配慮する。担任は困っていることなどを聞いたり共感したりするようにする。
- ・いじめなどを担任が早期に気づけるようにする。

【成果と課題】

- ・「花さき山」は読んだことのある子どもも多く、親しみやすかった。友達に優しくできたことやしてもらってうれしかったことなどを、たくさん見つけて書くことができた。
- ・「花さき山」も標語も、各教室前に掲示し、他のクラスや学年に見てもらい、共有できた。また、参観日に保護者にも見ってもらう機会がとれた。
- ・例年は体育館に全校が集まってまとめの会を行っていたが、コロナの影響で ZOOM による発表となった。しかし、各教室で代表の子ども達の発表を真剣に聞く子ども達の姿が見られた。

【特筆すべき事項】

- ・低学年、高学年で取り組む活動を分ける（「花さき山」と標語）など、発達に合わせて人権意識を高める活動を進めた。
- ・教室前などに掲示したりまとめの会で発表したりして、お互いに友達のよさを共有した。
- ・子ども達と個別に相談する時間を設け、一人ひとりの話を聞き寄り添うよう努めた。
- ・子どもとの個別の相談は、特に高学年や在籍人数の多い学級では、時間を捻出することが難しいが、子どもの声を聴く大切な取り組みなので続けたい。



●埴生小学校

【実施内容】

- (1) なかよし広場の設置・・・各学年、学級の実践紹介や詩、ポスター、標語などの展示
- (2) 人権教育強調旬間（なかよし旬間）
 - ・旬間の学年テーマを設定し、掲示
 - ・各学年でなかよし旬間の指導計画を立案・実行
 - ・児童会各委員会で「なかよし」に関わる活動
 - ・旬間前に全校集会（放送による）
 - ・「あけぼの」の活用
 - ・「なかよしの花を咲かせよう」コーナーの設置。友だちのいいところやすごいなと思うことをカードに書いて掲示
 - ・各学年の指導内容検討、練り直し
 - ・人権教育授業の実践記録作成
- (3) 職員人権教育研修
- (4) 作文・ポスター・標語づくり
- (5) なかよし交流活動の推進
 - ・姉妹学級の活動
 - ・児童会交流委員会の集会活動・挨拶活動
- (6) Q-Uの実施とそれを生かした学級経営の改善（2回）

【成果と課題】

- ・「なかよし広場」では、各学年の取り組みを他学年も楽しく見て、人権意識を学ぶ機会となっていた。
- ・なかよし旬間では、学年テーマを意識し、活動を組み上げていくことができていた。指導計画の見直しも同時に進められた。
- ・事前に取り組みの計画を立てたり、集会を行ったことは、旬間のねらいを職員・児童間で共有し、旬間への意識を高め、子ども達の具体的な行動につなげることができた。
- ・「なかよしの花」は子ども同士で見合う姿も多く見られた。保護者に見てもらい、理解が深められた学年もあった。
- ・Q-Uによって、児童一人一人の学級に対する意識を掴み、個に応じた支援と学級の実態に応じた学級や学年の取り組みの工夫につなげることができた。

●戸倉小学校

【実施内容】

『春のなかよし旬間』

- ・QU,いじめ等のアンケート
- ・道徳や学級活動において人間関係づくりを深める授業の取り組み
- ・児童会の交流活動（仲良し清掃、仲良し給食）…令和2年度は中止
- ・なかよしコーナーでの啓もう

【成果と課題】

アンケート結果をもとに個別に話をすることができた。

「友だち」のことを考える時間が多くなり、さらに仲が深まった。

6年生が描いたポスターをみんなが通る廊下に貼ることで、興味を持って見ていた。

【実施内容】

『秋のなかよし旬間』

- ・人権教育参観日
- ・PTA人権教育委員会・教養部共催講演会
- ・なかよしの木（1・2年）なかよし辞典（3年）標語作り（4～6年）
- ・なかよしコーナーでの啓もう

【成果と課題】

「絵本」を紹介し、子どもたちの心に響く話だった。

仲良しについて標語やポスターを作りながら、意味を考え振り返ることができた。



●埴生中学校

【実施内容】

◎本校人権県教育の目標

「あらゆる場面で基本的人権を尊重し、差別を見抜き、差別を許さず、ともに生きていく仲間づくりに取り組む生徒の育成」

○前期強調旬間（6/16～6/26）

- ・学級ごとに学級づくりや人間関係づくりに重点を置き、ワークショップやエンカウンター要素を取り入れた学習を行った。

○後期強調月間（10/26～11/30）

- 1年：部落差別について 江戸時代までの差別
部落差別のおこりと人々の意識
- 2年：部落差別について 水平社宣言から解放運動まで
西光万吉の活動と水平社宣言
- 3年：現代に残る部落差別 今もある結婚差別について
3年間の学習のまとめ

○指導主事に来校して頂いての人権県教育授業研究

2年生のクラスで授業を実施した。

○人権教育講演会

互いの人権を考慮しながら使用する必要がある点から「スマホ・ケータイ安全教室」を実施した。もともと5月の参観日に予定したものだが、臨時休業のため11月実施となった。

○生徒会活動

クラスの人権目標の設定、人権に関する標語（例；「寄り添うだけで 光は見える」「まわり見て！ 困っている人 すぐそこに」など）をつくり、校内に掲示。またエンカウンター要素を取り入れた生徒集会を実施した。

【成果と課題】

- ・前期強調旬間は臨時休業明けであったので、できる範囲の取り組みとなった。
- ・後期強調月間では、前年度まで蓄積された資料をもとに、各学年で生徒の実態に応じて修正を加えながら授業を実施した。効果的だった資料等を次年度につなげていく。
- ・研究授業では、水平社宣言後も差別と闘いながら生活してきた人々を理解し、また生徒たち一人一人が水平宣言をつくった。生徒一人一人が差別をなくしていこうとする意欲を持つことができた。
- ・スマホ・ケータイ教室はコロナウイルス感染症防止のため保護者のみの講演会とした。次回は生徒対象の教室を実施したい。
- ・生徒集会では、楽しみながら仲間や友達を思いやって生活する意識付けとなった

【特筆すべき事項】

人権教育は積み重ねが大切であると感じる。3年間見通しをもって学習することで学習が深まり、生徒も多角的に物事を考えることができるようになってくる。ただし根底には、他人ごとにせず常に「自分事として」・「自分ならば」を据え置くことが大前提となる。

●戸倉上山田中学校

【実施内容】

- ①前期人権強調期間 6月～7月にかけて4～5時間
 - ②後期人権強調期間 11月～12月にかけて5～6時間
- ・人権標語の作成
 - ・人権参観授業
 - ・人権講演会（生徒、職員、保護者）
 - ・人権教育まとめの全校集会（作文発表）
 - ・千曲市への絵画、作文の応募
 - ・シトラスリボンプロジェクト IN 戸上

【成果と課題】

- ①休校あけという状況と、感染症に対する差別や偏見の事例を取り上げ、各学年の実態に応じた内容を取り組み、落ち着いた学校生活を送ることができた。
- ②今年初の試みとなったシトラスリボンプロジェクトは、人権学習のまとめとして、全校生徒が、同じ時間に、同じ思いをもって、一つは自分のため、一つは家族のために結んだ。地域の福祉施設にプレゼントをした。生徒会からの提案で、人権学習のまとめとして、このプロジェクトを人権学習のまとめの位置づけとして本校で定着させていく。

【特筆すべき事項】

- ・人権講演会では、PTAの特別予算により、腰塚勇人さんをお招きし「命の授業」を実施した。様々な行事が中止となった3年生のために、これから生きていく力となる講演となった。

【令和2年度 小・中学校PTA人権教育研修会】

学校名	期 日	研修の形式 (講演会・ ワーク シヨツプ)	テーマ	講 師	PTA 参加者数
屋代小	新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止				
東小	新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止				
埴生小	新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止				
治田小	新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止				
八幡小	新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止				
戸倉小	令和2年12月17日	講演会	「メディアとのつきあい方を見直そう ～想像力・判断力・がまんする力を持つ～」	子どもとメディア信州幹事 宮原明人	100
更級小	令和2年11月19日	講演会	コロナと生きる私たち ～うわさやデマにまどわらないために～	北信教育事務所生涯学習課 指導主事 徳永 吉彦 先生	70
五加小	新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止				
上山田小	令和2年11月10日	講演会	ネット社会と情報モラル	戸倉小学校長 宮原 明人 先生	35
屋代中	令和2年11月13日	講演会	被災体験から学んだこと	長野県議会議員(サポートオ フィスアン代表) 竹内 正美 さん	100
埴生中	令和2年11月13日 (新型コロナウイルス感 染症のため規模を縮小し て実施)	講演会 (保護者対 象)	スマホ・ケータイ安全教室 ～ルール・マナーを守り自分も相手も思いやる 使い方を考える～	NTTドコモ	120
更埴西中	令和2年11月11日	講演会	もう一度考えよう！メディアとのつきあい方 ～自分が描く未来をつかむために～	千曲市立戸倉小学校 宮原 明人 校長先生	60
戸倉上山田中	令和2年11月27日	講演会	命の授業 ～ドリー夢メーカーと今を生きる～	腰塚 勇人さん	180

●屋代南高等学校

【実施内容】

(1) フリーペーパー「hanpo」 全校配布、LHRにおいて各クラスで人権学習
・ナガノで様々な生き方をして暮らすマイノリティの経験者たちが
自分たちの経験を伝えるフリーペーパー（冊子）

(2) 「H i g h S c h o o l H u m a n R i g h t s」

<高校人権教育通信 第33号 心の支援課>

- ・コロナ禍で育む人権感覚
- ・自分や他の人を大切にするために…

【成果と課題】

人権教育連絡協議会をはじめとする多くの会議が中止される中、本校においても人権講演会が中止された。その代替えとして、クラスでも取り組める学習として、フリーペーパー「hanpo」を配布、資料として全校で人権問題について考える機会を作れたことは有意義であり、生徒からの反響も大きかった。

長野県教育委員会 心の支援課からの資料「H i g h S c h o o l H u m a n R i g h t s」を用いて、コロナ禍における差別や偏見をなくすための人権感覚について学習することができたのはタイムリーだった。

●「かがやき」 ～差別の解消をめざすことをテーマとした人権作品集～

市と市教育委員会では豊かな人権感覚を身につけるための教育の一環として、市内小中学校の児童・生徒の皆さんに差別の解消をめざすことをテーマにした標語・作文・ポスターを募集し、毎年たくさんの応募をいただいています。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大による休校等があった中で、各学校の協力により標語 27 点、作文 45 点、ポスター 71 点の応募がありました。また、その中から選考し入選となった作品を掲載した「かがやき」第 17 集を発行しました。(人権白書表紙ポスター参照)

このほか、初めて入選作品の展示を市役所ギャラリーで 8 月 3 日～26 日まで実施し、大勢の市民の方が鑑賞されました。



▲かがやき第 18 集

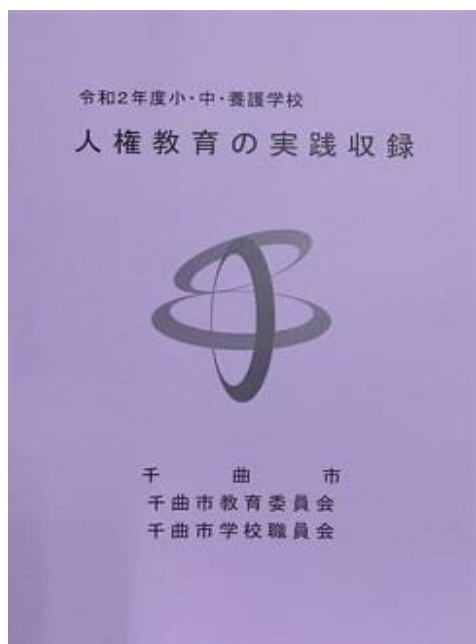


▲人権啓発 児童・生徒作品展
(千曲市役所 ギャラリー)

●「小・中・養護学校 人権教育の実践収録」

市、市教育委員会、市学校職員会では市内の各学校において人権教育について実践された事例を収録した実践収録集を作成しています。

冊子の内容は、記録のためだけに留まらず、教材資料集として授業作りに役立つものとなるよう、各学校の人権教育委員の先生方が工夫して作成しております。



▲「人権教育の実践収録」

●人権教育副読本「あけぼの」配布

毎年、年度当初に市内の小中学校の児童・生徒へ人権教育副読本「あけぼの」を配布しています。令和2年度は小学1年生へ450冊、3年生へ513冊、5年生へ500冊、中学1年生へ545冊配布しました。

この副読本は、豊かな人権感覚を身につけた大人になってもらうための教育の一環として、学校での人権教育学習の中での教材に活用しています。



▲人権教育副読本「あけぼの」

地域社会・家庭における人権教育と啓発

市では、全区・自治会に人権教育推進員を配置し、様々な人権について地域住民が積極的、主体的に学習、研修できるよう支援体制の整備を図っています。

4月当初には、新しく各地区の役職に就かれた区・自治会長、支・分館長、人権教育推進員による「三役合同会議」で地区人権教育研修会の内容を協議し、5月には「人権教育研修会指導者研修講座Ⅰ」、「研修講座Ⅱ」に参加していますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止しました。

次年度に向け、地区人権教育研修会を進めていくための足掛かりとして、令和3年2月5日（金）に人権教育推進員を対象とした人権教育研修会を実施しました。地域のリーダーとして人権問題を学び、人権尊重の大切さと人権意識の高揚が地域にとって必要であることを改めて認識しました。



人権教育研修会（人権教育推進員対象）
演題「思いやりのある言葉がけ・行動を！」
講師 千曲市人権教育指導員
下寄 正幸、河原 才
（参加者 21名）

R3.2/5 人権教育研修会 ▶ （千曲市役所）



市内全区・自治会では人権教育推進員を中心に、「地区人権教育研修会」を実施しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大する中、感染防止対策をして実施した地区が23地区あり、参加者総数は393人となりました。やむを得ず中止した地区の中にも人権に関する啓発資料を全世帯に配布または回覧した地区が24地区ありました。

地域での人権教育の大切さを地区人権教育研修会から学んでもらうよう、今後も研修会の開催を進めていきます。

（26 ページ 令和2年度 地区人権教育研修会の実施状況参照）



▲地区人権教育研修会の様子（治田町）



▲地区人権教育研修会の様子（千本柳）

「あいさつ」から

毎朝、同じ時間にウォーキングをしていると、会う人が大体決まってくる。

「おはようございます」

と言うと、

「おはようございます（おはよう）」

と返ってくる。

最初の内は挨拶だけであるが、続けているとどちらからともなく、

「今日は暑いね」

「がんばってるね」

といった言葉が交わされるようになる。

そのうちに、

Aさん：「おたくワクチン打ったかね」

私： 「いえまだです」

Aさん：「打ったけど、やっぱり世間で言われているように痛かったな」

私： 「1回目打ててよかったですね」

Aさん：「これで65%は安心だ」

私： 「私は予約がなかなかとれなくて」

Aさん：「早く予約できるといいね」

私： 「ありがとうございます。それでは失礼します」

と言った会話も交わされるようになる。

知らない人でも、毎日顔を合わせていると顔見知りになり、そのうちに会話が生じる。

人とのつながりといものは自然と生まれるものである。

今年も自然災害があらこちらで起きている。こうした状況下において、人と人との繋がりは強くなり、みんなでこの災害を乗り越えている様子が伝わってくる。

人と人とのコミュニケーションや繋がりは大切であると改めて感じるこの頃である。

私も地域とのつながりや人と人との繋がりを大切にしていきたい。

（人権教育指導員 下寄正幸）

令和2年度 地区人権教育研修会の実施状況

No.	地区	開催日	形態	テーマ	参加者数
1	屋代三区	7月4日	講演会	子どもの人権	30
2	森西①	10月10日	DVD	高齢者の人権について	4 (森東含む)
3	森西②	11月8日	見学・現地	ハラスメント	4 (森東含む)
4	森東①	10月10日	DVD	高齢者の人権について	森西に記載
5	森東②	11月8日	見学・現地	ハラスメント	森西に記載
6	倉科	9月25日	DVD	子どもの人権	10
7	寂蒔	10月31日	講演会	インターネットを取り巻く人権問題	20
8	杭瀬下	5月29日	講演会	高齢者の人権	3
9	新田	10月25日	講演会	昨今、身近になった災害を踏まえての問題提起	16
10	荒町	10月25日	講演会	高齢者の人権	35
11	治田町	10月31日	DVD	日頃の人権感覚を見直す	30
12	元町	11月7日	講演会	新型コロナと人間の心	5
13	桑原西区	9月27日	見学・現地	一般人権	7
14	郡	11月7日	DVD	高齢者の人権について	7
15	上町	10月3日	講演会	高齢者の人権	25
16	磯部	12月9日	DVD	北朝鮮の拉致と人権問題	9
17	新戸倉温泉	10月17日	DVD	認知症と高齢者の人権問題	15
18	仙石	11月14日	講演会	身近に起きている人権問題	10
19	須坂	1月20日	DVD	身近な人権について	2
20	上徳間	11月15日	DVD	子ども・若者の人権を考える	31
21	内川	10月11日	講演会	障がい者と高齢者に関する人権	33
22	千本柳	10月18日	DVD	障がい者の人権問題	27
23	力石	11月14日	DVD	身近な人権について考える	22
24	中央	11月15日	講演会	夫婦の在り方について	22
25	城腰	12月5日	講演会	語り合い気づこう人権	18

※2回実施した地区あり (2地区)

※合同実施した地区あり (2地区)

※研修会実施回数 延べ23回 参加者総数 393人

地区人権教育研修会参加者のアンケートより

- ・子どもも高齢者の介護も一つ間違うと虐待につながる。やはり身近な人が相談にのれる社会が必要だ。プライバシー問題もあり地域全体で考えていかなければと思う。
- ・夫婦間の意識の違いを再認識させられる内容だった。
- ・今まであった差別もコロナ差別も人の心が引き起こしている。冷静な自分に立ち戻ることが大事である。

等々

医者通い

最近、体調を崩し医者に行く機会が増えています。総合病院では、いろいろな医師に出会いました。

いつも笑顔で「お加減はいかがですか」と語りかけてくれるA先生。その柔らかい言葉と笑顔に、思わず「はい、大丈夫です」と元気よく応えてしまう私。先生の笑顔を見るだけで、安心して元気な気持ちになります。「お加減はいかがですか」が、心に沁みます。

「心配なので、別の場所も検査はできませんか」と不安げにお願いする私に対して「言われた部分の検査は異常なしです。その他のところは、人間ドックの係からは何も言われていないので検査はできません。」と目を合わさずに淡々と答えるB先生。先生からの話の後、私が落ち込んでいると、看護師さんが「ドックで異常が出ると、不安だよ。異常が出ても検査をすると何ともないのがほとんどだからね。先生が大丈夫だと言っているからあまり心配しないほうがいいですよ」と慰めてくれました。B先生の言うことは正しいわけですが、患者の立場からすると少し寂しい気持ちになりました。B先生のように「駄目なものは駄目」と、はっきり言ってくれる先生がありがたいと思う人も多いと思います。しかし、私のようなビビりは、ちょっと苦手です。

自分が教員だったころの子どもたちや保護者、教職員、地域の方々への対応は、どうだったでしょうか。嘘は言えないので、自信満々に厳しい言葉で「こうした方がいいですよ」と言ってしまい、悲しい思いのまま帰したことがたびたびあった気がします。藁をもすがる思いで勇気を出して相談に来たのに、非情にも藁を簡単に切ってしまった私がありました。患者になって初めて不安な側の立場に立った私。後の祭りですが、今ならもう少し違った対応ができたのではないかと反省しています。

地区人権教育研修会の支援に行ったとき、いつも最後に「人権問題は、誰かの問題ではなく、自分事として考え、『相手を思いやる』ことが大切です」と話してきました。私の話す『相手を思いやる』という言葉が参加者の心に沁みるものであったか、疑問が残ります。それでも懲りずに、今年も支援の最後には『相手を思いやる』と話します。医者通いの経験を生かして、『相手を思いやる』という言葉が少しでも参加者の心に残るように語りかけたいと思います。

(人権教育指導員 河原 才)

企業における人権教育と啓発

企業は、社会を構成する一員であり、地域の多くの人がかかわって構成されています。そのため、人権を尊重して社会に受け入れられる行動をとる責任が求められています。

人権教育の推進体制を図るとともに、「セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、マタニティーハラスメントなどがない明るく働きやすい職場づくり」を推進していく必要があります。

市では、各企業における自主的な人権教育研修、啓発活動を促進するために市内の企業 90 社で組織された「千曲市企業人権教育連絡会」があり、毎年企業対象の「人権教育研修会」を開催して、企業人権教育の推進について情報交換を行い、連携を深めています。

令和 2 年度 7 月の総会（書面会議）時に厚生労働大臣から認定を受ける「えるぼし」「くるみん」「プラチナくるみん」の取得について企業へ周知しました。取得することで企業は「働き方改革」、「ワークライフバランス」に取り組み、子育てしやすく、女性が活躍できる働きやすい会社であることを社会的にアピールできます。



▲えるぼし認定マーク



▲プラチナくるみん認定マーク

令和 2 年 4 月 6 日（月）には、市内企業の新入社員研修会として人権教育指導員による人権研修会を実施しました。「人権について学ぶ意義と、現在もあるさまざまな人権問題について」をテーマに人権に関する DVD を視聴しながら、新社会人として人権感覚を磨くことが大切であることを学ぶ機会となりました。



▲R2. 4/6 アピックヤマダ新入社員研修会

第4章 人権ふれあいセンターにおける取り組み

人権ふれあいセンターは、地域社会の福祉を増進し、住民の生活改善及び向上を図るために設置された住民交流の拠点施設です。相談体制の充実を図りながら人権にかかわる生活上の各種相談事業や人権啓発事業等を通して、地域住民の福祉向上や人権感覚を磨くことにより、地域住民がお互いに助け合い、一人ひとりが持つ多様性を理解しあい、お互いの人権を尊重しあう「共生の心」が醸成されるよう努めています。

【人権に係わる相談業務】

生活、福祉、教育など人権に関するさまざまな相談に応じています。令和2年度は、生活相談6件、人権相談2件の相談がありました。関係各部・課との連携を密にして相談業務にあたりました。市民の皆さんの相談に対応できるよう、研修会に参加し、職員の資質向上を図りました。

【啓発・広報事業】

人権尊重についての正しい理解、認識を深めるため、人権に関するセミナー、人権ふれあいフェスティバルの開催により、啓発・広報活動に取り組んでいます。令和2年度のふれあいセミナーは新型コロナウイルス感染症が拡大する中、感染予防対策を行いながら全4回のうち2回開催し、延べ44名の市民の方が参加しました。

また、人権ふれあいセンターの事業、サークル活動、人権に関する取り組みなどをホームページに掲載したほか、「センター情報」を作成し年6回、市報配布にあわせ、常会ごとに回覧等しました（5月・6月・8月・10月・12月・3月）。人権ふれあいフェスティバルは新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止となりました。

新型コロナウイルス感染症の拡大により「コロナ差別」が全国的な人権問題となりました。愛媛県の有志の団体が始めた「シトラスリボンプロジェクト」の取組に賛同し、思いやりのある暮らしやすい地域づくりを目指し市民への啓発活動を実施しました。

◆ふれあいセミナー

○第1回 新型コロナウイルス感染症拡大のため中止

○第2回 7月21日（火） 参加者24名
演題 「相談窓口の現場から」
講師 中本佳代子さん（NPO人権センターながの）

○第3回 8月22日（土） 参加者20名
演題 「フェイクニュースとSNS」
講師 宮原明人さん（戸倉小学校長）

○第4回 新型コロナウイルス感染症拡大のため中止



▲R2.8/22 第3回ふれあいセミナー
（人権ふれあいセンター）

ふれあいセミナー参加者の感想より（抜粋）

- ・大切なのは、自分の中の考えを説明し、お互いに理解できる場所を見つけられることだと思います。（7/21 セミナー）
- ・心の中の差別と闘うことの大切さを学びました。（7/21 セミナー）
- ・現代的な情報に触れることができ有意義でした。私自身はSNSはやっていませんが、今後やるかもしれないので参考になりました。（8/22 セミナー）
- ・SNSに対する自覚を痛感し、子供たちの有効活用には教育が必要と感じました。（8/22 セミナー）

人権ふれあいセンター情報 みんなのしあわせ

令和2年5月1日
第1号
発行 千曲市人権
ふれあいセンター
TEL 273-3693

新年度の人権ふれあいセンターの事業が始まりましたが…

新年度事業開始で人権ふれあいセンター利用のサークル代表者会議、日本語教室の開校式を行いました。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、事業活動の延期・中止の検討、さらには、「緊急事態宣言」発令でセンター利用ができない状態が続いています。市民の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。



令和2年度

5月15日まで

人権ふれあいセンター閉館



日本赤十字社

新型コロナウイルス感染症「緊急事態宣言」発令のため、5月15日

新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！

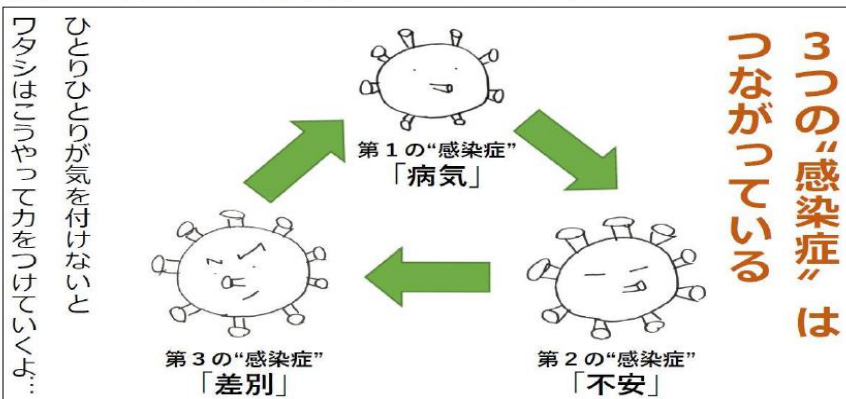
～負のスパイラルを断ち切るために～



（金）まで人権ふれあいセンターも閉館となっています。今後の状況により、対応も変わってくると思います。新たな対応については市のホームページ等でお知らせしますのでご承知ください。

日本赤十字社では「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラル

を断ち切るために～」という資料をつくって感染拡大防止を呼びかけていますのでご紹介します。詳しくは日本赤十字社のホームページをご覧ください。



▲ ふれあいセンター情報（R2.5/1 発行）

【シトラスリボンプロジェクトへの取組】

- シトラスリボン作り講習会
 - ・10月23日(金) 参加者10名
 - ・12月18日(金) 参加者13名
- シトラスリボンクリスマスツリー展示
(市役所ギャラリー)
 - ・12月3日(木)～12月28日(月)
- つるし飾り作成会
 - ・2月9日(火) 参加者7名
 - ・2月16日(火) 参加者8名
- シトラスリボンつるし飾り展示
(市役所マルチルーム)
 - ・3月1日(月)～3月19日(金)



▲R2.10/23 シトラスリボン作り講習会
(人権ふれあいセンター)



▲▼シトラスリボンの展示
(千曲市役所)



▲▼シトラスリボン



【文化・教養に関する事業】

人権啓発にかかわる交流事業については、人権ふれあいセンターを中心拠点として実施しています。これらの計画・立案にあたっては、同センター運営委員会を通じて市民の意見を取り入れ、センター利用者と連携・協力し、多くの市民が参加しやすいように努めています。

人権ふれあいセンターと同様に、市内にある4か所の人権教育集会所でも、地域住民に対する社会教育の充実を図り、社会福祉向上と人権教育・啓発に資するために設置され、地域住民の交流の場として幅広く活用されています。

「戸倉人権はつらつセンター」では、月1回の習字教室やガーデニング教室が開催され、地域住民の交流を深めています。



▲ガーデニング教室（人権はつらつセンター）

「シトラスリボン」

新型コロナウイルス感染症が再び猛威を振るっています。特に、デルタ株の感染力は強力で、目を追って感染拡大が続いています。連日の報道で益々感染への恐怖があおられるとともに、ワクチン接種を早くしたいという気持ちが駆り立てられます。そんなこんなストレスを抱えているためか、暑さも加わり、家族の間でもつい言葉使いが荒くなるような気がします。

感染リスクはだれにもありますが、感染した人への誹謗中傷が広がるようなことはだれも望まないと思います。けれども、感染者が身近に増えてきた時どうなるのでしょうか。

愛媛県で始まったシトラスリボン運動の立ち上げグループ代表 松山大学の甲斐教授は地域で感染した人やお店に対する誹謗中傷がささやかれたとき、面と向かって注意することはその後の地域での生活を考えると言い出しにくい。でも、何とかそうした誹謗中傷はなくしたい。どうすればよいかと悩んだ末、シトラスリボンをつけることで「私は感染者の味方です。治って帰ってきたらまた、お帰りと迎えるから。」というメッセージを伝えられるのではないかと。みんながシトラスリボンを付けることで、感染者が地域に居づらくなるようなことはなくせるのではないかと。そう考えてシトラスリボンプロジェクトを始めたそうです。

その後、運動は全国に広がり、長野県でも取り組まれました。

千曲市人権・男女共同参画課でも昨年度から取り組んでいます。

当初、作り方の講習会をすると、自分でたくさん作ってきてくださる方がいてみんなにあげてほしいとおいて行かれる方もいました。やがて子供たちに、子どもたちを通して保護者の方に、先生方へ、病院で、サークルで、地域役員の仲間だと自ら作って配る人が増えました。



自分は作れないけど他の人にあげたいからと申し出てこられる方もおりました。他の人のためという気遣いがありがたく、また、そうした行為が広がっていくのはさらにありがたくうれしいことでした。

新型コロナウイルス感染症の脅威が1年以上続き、コロナ疲れや感染の恐怖への慣れが生まれているようです。感染対策の引き締めのためか感染への恐怖が強調されているようにも思います。

でも、感染した人にどう接するかは状況が変わっても同じであるように思います。シトラスリボンをつけて感染した人が地域に居づらくなるようなことはしない、地域、家庭、職場(学校)が手をつないで新型コロナウイルス感染症をのりこえようという願いは変わりません。

マスクの着用や密を避けるなどの感染対策はきちんと行うとともに、夏の服装になって、こしぱらくつけていなかったシトラスリボンを今一度つけ直そう、そう思っています。

(人権ふれあいセンター所長 山崎 一男)

第5章 人権擁護の推進

市内には、10名の方が人権擁護委員として法務大臣から委嘱され、人権にかかわる各種相談や人権に関する啓発活動などで、活躍されています。

令和2年度の千曲市部会の活動は下記のとおりです。

○第71回人権週間

毎年、12月4日から10日までの1週間を「人権週間」と定め、広く人権尊重思想の高揚を呼びかける啓発活動をしています。

○人権擁護委員の日

「人権擁護委員法」が制定された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、地域住民に人権への理解を深めてもらうための啓発活動などに取り組んでいます。

○人権啓発活動

幼いころからの人権感覚を磨くため、市内の小中学校、児童センター・児童館、保育園に啓発訪問を実施しました。

○市民に寄り添う人権相談

毎年、月1回、公共施設において人権擁護委員による人権相談を実施していますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら実施しました。

「誰か」のこと

じゃない。

第72回
人権週間
12月4日~10日
12月10日は人権デーです。

法務局では、人権侵害による被害を受けた方を救済するための活動を行っています。お気軽にご相談ください。

みんなの人権110番 子どもの人権110番 0120-007-110
女性の人権ホットライン 0570-070-810
外国人権相談ダイヤル 0570-090-911

インターネット人権相談受付窓口 <https://www.jinken.go.jp/> (パソコン・スマートフォン・携帯電話共通)

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

▲人権週間ポスター



◀人権擁護委員制度
周知ポスター

子ども人権啓発紙芝居の再開

こともなげにマスクを着けて登校し、学習し友だちと戯れる小学生が頼もしいです。保護者のみの参観で行われた運動会は、今までと変わらない声援と歓声が響き、道路にいても熱気がビンビンと伝わってきました。

千曲市から配布された一人一台の情報機器端末（タブレット）を使った授業では、全員の考えを大画面に映すことで普段は発言の少ない友だちの考えが分かり好評だったと聞きました。子どもたちに出来る限りリアルな体験や最先端の学習をさせてあげたいという思いと、そのためのご努力に頭が下がります。

歴史の転換点かもしれないこの時代を旅する私たちに、コロナ禍という北風が強く吹きおろしています。学校では先生と保護者がまるで太陽のように温かく、光を当てながら子どもたちを支えているのでしょう。だから、子どもたちは現状を受け入れて頑張っているのではないかと思うことしきりです。

千曲市人権白書にあります学校の人権教育の様子でも、子どもたちの真剣さや人間的なつながりを大切にしようとする気持ちが伝わってきて心が洗われます。

7月から、コロナ感染拡大防止策を守り保育園や児童館で紙芝居を上演します。童話を通して子どもたちに命の大切さや親切、思いやり、感謝、公平、勇気などを伝えられたらと思っています。

（人権擁護委員 宮坂君江）

第6章 相談体制の充実

差別や人権侵害を未然に防止することが最も重要ですが、起きてしまった差別事象については、事実を真摯に受け止め、市民に信頼され、活用してもらえる人権相談窓口の周知や人権擁護体制の確立をはかることが大切です。

市では、人権ふれあいセンターを中心として相談内容について適切な対応ができるよう、職員の資質向上をはかるとともに、関係部課、長野地方法務局や長野県人権啓発センターなど国・県の専門相談機関又は人権擁護委員等との連携を密にしながら、適切な対応に努めました。

誰にも青春があった

だいぶ昔の話になるが、仕事上、特別養護老人ホームで2日間、研修させていただく機会があった。

研修生として与えられた私の仕事は、入浴される方を部屋まで迎えに行くこと。洗髪してもらった方の髪毛をドライヤーで乾かすこと。「私より髪がフサフサしていますなー」などと話しかけながら、ひたすら髪の乾燥に専念した。その後、また車椅子を押して部屋まで送っていく。たぶん毎日入浴できるわけでもないのに、皆さんさっぱりして気持ちよさそうだ。

食事のお手伝いも、私たち研修員に与えられた仕事だった。最も補助が必要な方々のところに割り振られた。私が担当させていただいた方は年配の男性で、しゃべることもかなり不自由だった。それでも若き日々のことを、いろいろ質問した。その方は学生時代、音楽のサークルに入って活動していたということで、その話になると堰を切ったように、涙ぐみながら、不自由な言葉で私に話してくれた。この方も若かったころ一生懸命勉強し、サークル活動に夢中になっていた、そんな輝いていた日々があったのだ。仲間と語り合い、中には心を寄せる人もいたのだろう。

今や私自身も高齢者となった。そんな高齢者を見るとき、体が不自由だからと言って決してバカにしてはいけない。言葉が不自由になったからといって、決して疎かになどしてはいけない。「この方も希望に満ちた、夢あふれる青春時代を過ごしてきたのだ」と畏敬の念をもって接していただければありがたい。

(人権擁護委員 杉浦 一弥)

人権教育・啓発推進に関する数値の推移（千曲市事務報告書から）

指 標	29 年度	30 年度	元年度	2 年度※
人権ふれあいセンター相談事業（件）	3	11	11	8
人権ふれあいセンター啓発資料貸出（件）	36	42	42	9
啓発事業ふれあいセミナー参加者（人）	156	115	169	44
啓発事業ふれあいフェスティバル参加者（人）	190	163	台風災害により中止	中止
人権ふれあいセンター 会議室利用（回）	464	497	397	346
人権ふれあいセンター 利用者数（人）	6,546	6,442	5,013	3,534
市内小学校副読本「あけぼの」配布（冊）	1,574	1,552	1,476	1,463
市内中学校副読本「あけぼの」配布（冊）	571	552	533	545
差別の解消をめざすことをテーマとした作文（小学校6年生・中学生対象）の応募（点）	41	60	57	45
差別の解消をめざすことをテーマとしたポスター（小学校5・6年生・中学生対象）の応募（点）	70	74	90	71
差別の解消をめざすことをテーマとした標語（小学校4・5・6年生対象）の応募（点）	27	27	27	27
学校教職員人権教育研修会参加者（人）	70	60	54	中止
人権教育指導者養成講座参加者（人）	345	416	413	21
人権教育指導員の設置（人）	3	3	3	3
人権教育推進員の設置（人）	72	71	71	71
地区人権教育研修会実施（回）	81	79	75	23
地区人権教育研修会参加者（人）	2,772	2,788	2,507	393
高齢者・企業対象人権教育研修会実施（回）	3	4	2	1
高齢者・企業対象人権教育研修会参加者（人）	32	36	24	4
地域住民の参加交流促進事業（習字教室）（回）	12	12	10	9
地域住民の参加交流促進事業（ガーデニング教室）（回）	12	12	11	9
地域住民の参加交流促進事業（日本語教室）（回）	24	24	24	24
人権を守る市民集会参加者（人）	550	300	350	中止

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止または縮小等をして実施しています。